

## 構造改革特別区域計画

### 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

交野市

### 2. 構造改革特別区域の名称

交野市立機能支援センター（児童発達支援センター）安心安全給食特区

### 3. 構造改革特別区域の範囲

交野市全域

### 4. 構造改革特別区域の特性

交野市（以下「本市」という。）は、大阪府と奈良県の県境に位置し、大阪都心部から約20km圏内にある。市内には、JR学研都市線（片町線）と京阪電鉄交野線の2路線が通っており、公共交通機関を利用すると大阪都心部から約45分以内で到達できる。

市域は、南北約5.4km、東西約6.8kmで、面積は25.55平方キロメートル、市の東は奈良県と接しており、北は枚方市、西は寝屋川市、南は四條畷市と隣接する人口約78,000人のまちである。

本市では、昭和47年に、福祉センター（私部1丁目）における幼児教室と肢体不自由児教室の隔月交代による事業開始後、昭和50年には、高齢者の機能回復も含めた訓練施設として、あすなる園（私部2丁目）を開園した。更には、平成4年に、保健福祉医療行政の一体化施策として、天野が原町5丁目に移転のうえ、交野市立機能支援センターを開園し、その後、支援費制度や障害者自立支援法などの制度変遷を経て、平成24年からは、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を実施しているところである。

一方、本市は幼稚園及び認定こども園で障がい児保育を実施しているが、近年、発達支援ニーズの高い児童の増加に伴い、療育を希望する保護者が増加し、定員を超える申請が続いている。

今般、交野市第1期障がい児福祉計画（平成30年3月策定）に基づき、児童発達支援センターの設立に向け、庁内外における各種検討を重ねるとともに、諮問機関である交野市障がい者（児）生活支援推進審議会による答申を受け、交野市立機能支援センターにおいて、従来の児童発達支援事業に加えて相談支援事業と保育所等訪問事業といった地域支援を併せて行う児童発達支援センターとして、地域の中核的な療育支援を担い、地域支援体制を構築することとした。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

交野市立機能支援センター（児童発達支援センター）は、地域療育の拠点として市内全域を対象に、子どもたち一人ひとりの発達の特性に応じた集団および個別療育を展開し、育ちの保障をするとともに、保護者の障がい受容や養育力を高めるために相談やペアレントトレーニングを実施する。

また就学前の育ちをつなぐために、公立認定こども園との交流保育の実施、放課後児童会の指導員の研修も受け入れている。今までの経験を生かし広域での発達支援を展開し、地域療育の拠点として事業展開していくこととしている。

児童発達支援センターの児童発達支援事業を利用する児童に対して市直営の給食センターの給食を提供する外部搬入方式の実施により、食事内容の充実や経費の削減が図れるとともに運営効率化によって削減された経費を活用し、療育水準の充実を維持するとともに、「食」に関する色々な知識を育むような内容と献立表を掲載した給食便り（仮称）を毎月発行したり、野菜の栽培を通して収穫の喜びを体験し収穫した野菜の調理による新鮮な野菜の味覚体験などを計画して食育の推進を図っていく予定である。

現在、更衣室として使用している部屋については、令和2年8月にロッカー等の移動ならびにクーラーの設置を行い、令和3年3月までに冷凍冷蔵庫、電子レンジ、ミキサー、作業台を購入することにより、調理（配膳）室として整備する。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

児童発達支援センターの児童発達支援事業を利用する児童に対して、市直営の給食センターの給食を提供する。

このことにより、経費節減及び事業運営の効率化を図り、地域における障害児支援施設の拠点として、児童発達支援センターに求められる「地域の中核としての役割」、「早期療育の充実」、「早期からの支援」を推進していく。

また、食の大切さなどの食育についても推進していく。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

学校給食との一括購入及び一括調理により材料経費及び人件費の削減を図れることから、療育に有意義な備品の購入や療育に従事する人員の拡充など支援事業の質の向上を図ることができる。

また、専門設備の充実した調理施設で調理された給食を供給することにより、衛生面や安全面を確保でき、食育の推進が図れる。

## 8. 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

交野市立機能支援センター（児童発達支援センター）

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

令和3年4月1日

### 4 特定事業の内容

構造改革特別区域内において令和3年4月1日から設置する児童発達支援センターの給食について、市直営の給食センターから給食を搬入する。

給食センターは、市内小中学校14校の給食調理を行っており、HACCP準拠のドライシステム式厨房施設である。また、災害時にも一定の調理を行うことができるようになっている。搬送は、衛生管理に配慮しながら委託事業者が行うものとする。

なお、きざみ等障がい特性への対応については、児童発達支援センターの調理（配膳）室にて看護師等が行う。

### 5 当該規制の特例措置の内容

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の実施にあたっては、構造改革特区における留意事項を厳守する。また、児童発達支援センターの管理者には、当該施設を利用する児童への食事提供に関する責任があり、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び給食センターとの覚書内容を確保し、学校給食の献立を作成している栄養士から献立等について、栄養の観点から指導や助言を受けられる体制を確保するものである。

#### 【配送計画】

時間	給食センター	児童発達支援センター
午前 7 時00 分	調理開始	
午前10 時20 分	調理完了	
午前10 時30 分	配送	
午前11 時00 分		受取り・保管
午前11 時05 分		検食、必要に応じて再調理
午前11 時20 分		クラスに配膳、喫食
午後 0 時00 分		下膳
午後 1 時25 分	容器回収	
午後 2 時00 分	容器洗淨	

#### (1) 環境整備

当該規制の特例措置の適用を受けようとする児童発達支援センターの定員数、調理（配膳）室の状況については以下に示すとおりである。調理（配膳）室は保存、配膳、冷蔵・冷凍、再加熱、離乳食、きざみ食等、児童の個々の特性に合わせた対応を行うための必要な調理器具を有する。

#### 【調理（配膳）室の概要】

面積：9.4平方メートル

調理器具：水切り付シンク、ガステーブル（据え置きガスコンロ）、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、ミキサー、作業台

#### 【当該センターにおいて給食を提供する児童及び職員】

児童：利用児童 定員30名

職員：児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、看護師、相談支援専門員等15名

#### (2) 児童の特性に応じた対応

給食は、昼食1回とし、児童の発達段階に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、児童の障がいの特性によって、例えばご飯をお粥に切り替えるなど、可能な範囲で個別の対応を行う。

また給食での必要な栄養素量の確保のみならず、アレルギーの状態や体調不良等に十分配慮し、除去食の提供等に適切に応じる。

さらに児童の食事の様子を観察し、その観察場面での気付き等を職員間で共有しながら必要に応じて保護者との面談を行うとともに、定期的にメニュー等について委託事業者との調整を行う。

児童に提供する前には、看護師等が検食を行い、異物混入、異味異臭等の異常がないか、色や形態等異変がないか等を確認し、その結果を検食日誌に記録する。

### (3) 衛生管理

児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を行うにあたり、基準として示されている「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を遵守し、調理業務従事者に対して、定期的に健康診断、検便、ぎょう虫検査、衛生面や技術面の教育訓練を実施する。

### (4) 覚書及び委託契約の締結

児童発達支援センターへの給食の外部搬入に係る調理に関しては市の関係部局の長の間で、構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成18年3月31日障発第0331011号）の3の（2）及び（3）の規定を盛り込んだ覚書を取り交わすこととし、児童の障がいの状況を考慮し、児童の主治医等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて、食材の選定、献立の作成、食事の加工について対応する。

また、児童発達支援センターの管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制を確保する。

児童発達支援センターへの給食の外部搬入に係る搬送についても、学校給食を搬送している業者と衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制となる契約内容を確保し、児童発達支援センターと同業者との間で別途締結するものとする。

### (5) 食を通じた子どもの健全育成

食を通じた子どもの健全育成については、食育計画を作成し実施していく。食事は基本的な生活習慣の一つであり、食事を提供することにより、乳幼児期から発達段階に合わせた食の嗜好や食習慣の定着を図ることができる。障がい特性により食べ物へのこだわりがある子どもも食べるということを通して人との関係の基礎をつくり、欲しいという要求行動や意欲を育てる。その中で「ほめる」ということを常に心がけ、楽しい食事の時間を保育士等と共有することで人との関わりの基礎を育てる。認められる関係の中で、食事のマナーを身に付けそれを家庭での般化につなげるための支援を行う。

通所支援計画の中に、それぞれの発達に応じた食育に関する事項を盛り込み推進していく。